

## 1 概要

調査日時	令和2年4月10日10時30分 ~ 12時00分
------	--------------------------

## 2 調査事項(各法令等の基準を参考に福島県が抽出)

### ○放射性物質汚染対処特措法に基づく埋立処分基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 埋立処分の方法	■	□	
2 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を7日に1回以上測定・記録	■	□	
3 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止	■	□	
4 生活環境保全上の必要な措置	■	□	
5 廃酸・廃アルカリの埋立処分の禁止	■	□	
6 公共用水域と遮断されている場所以外での埋立処分の方法	■	□	
7 浸出液による公共用水域汚染防止措置	■	□	
8 記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存	■	□	
9 1日の埋立作業を終了する場合の措置	■	□	

### ○最終処分基準省令に基づく構造基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 地滑り防止工又は沈下防止工の設置	■	□	
2 廃棄物処分場の表示等	■	□	
3 周囲に囲いの設置	■	□	
4 廃棄物流出防止のため、擁壁、えん堤等の設置	■	□	
5 浸出液による公共用水域汚染防止措置	■	□	
6 地表水流入防止のための開渠等の設置	■	□	

### ○最終処分基準省令に基づく維持管理基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 廃棄物の飛散・流出防止	■	□	
2 悪臭の防止	■	□	
3 火災発生の防止、消火設備の具備	■	□	
4 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止	■	□	
5 廃棄物処分場の表示等の管理、変更の場合の書き換え	□	□	該当なし
6 囲いによる立入防止、埋立地範囲の明確化	■	□	
7 擁壁等の定期的な点検、損壊の防止措置	■	□	
8 遮水工が損傷するおそれがある場合、表面を砂等で被覆	■	□	
9 遮水工を定期的に点検、遮水効果が低下するおそれがある場合、速やかに回復措置	■	□	
10 地下水の水質検査(測定・記録)	■	□	
11 地下水検査の結果、水質の悪化の場合、原因調査・必要な措置	□	□	該当なし

調査事項	適	不適	特記事項
12 浸出液処理設備の維持管理	■	□	
13 導水管等の防凍措置の定期的な点検、異状を認められた場合には、措置	■	□	
14 開渠等の機能の維持、開渠に堆積した土砂等の除去	■	□	
15 通気装置設置による埋立地発生ガスの排除	■	□	
16 残余の埋立容量測定・記録→1回／年以上	■	□	
17 次の記録及び石綿含有廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存 ・ 埋め立てられた廃棄物の種類及び数量 ・ 維持管理のための点検、検査その他の措置	■	□	

### ○廃棄物処理法施行令に基づく埋立処分基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 浄化槽汚泥・し尿 (1) し尿処理施設において焼却・熱分解 (2) し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を含水率85%以下 (3) し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を焼却設備により焼却、熱分解設備により熱分解	□	□	該当なし
2 特定家庭用機器一般廃棄物 規定により再生・処分	□	□	該当なし
3 石綿含有一般廃棄物 (1) 一定の場所、分散しないように行う (2) 飛散・流出の防止のため、その表面を土砂で覆う等の措置	■	□	
4 石綿含有一般廃棄物の処分・再生による廃棄物 規定の基準に適合	■	□	
5 特別管理一般廃棄物及び処分・再生による廃棄物(施行令別表第1に掲げるばいじん、燃えがら、感染性廃棄物) 規定の基準に適合	■	□	
6 ばいじん、燃えがら、その処理物 (1) 水分を添加、固型化、こん包する等の措置 (2) 運搬車の洗浄等 (3) 表面を土砂で覆う等の措置	■	□	

※最終処分基準省令との重複項目については、除く。

### ○生環条例に基づく排水基準)

調査事項	適	不適	特記事項
排水基準の適合 自主測定の実施	■	□	

### 3 調査時の様子



埋立地内(上流側)の状況確認



埋立地内(下流側)の状況確認



不透水性層の施工状況



水処理施設の状況